

令和6年度 八尾市屋外広告物講習会 質問回答集

番号	科目	ご質問	回答
1	法令	屋外広告物を設置する際に、元請と施工する協力会社（下請）どちらも屋外広告業の登録が必要ですか？	<p>屋外広告業を営む場合は、工事規模や元請・下請に関わらず屋外広告業の登録が必要となります。また、八尾市では特例届出制度がありますので、大阪府で屋外広告業の登録をし、特例の届出をすることによって、八尾市内で屋外広告業を営むことが可能です。</p> <p>なお、特例届出の制度については自治体によって異なる場合がありますので、詳細は所管の各自治体へご確認ください。</p>
2	法令	会社のロゴが変更することになったため、既設の屋外広告物の表示のみを変更することになりました。届出等は必要でしょうか？また、届出等が必要であれば、内容や提出時期についても教えてください。	<p>八尾市においては、表示内容のみであっても変更許可申請が必要となります。変更の工事をされる場合は、工事着手前に許可を受ける必要があります。また、工事完了後は完了届出書を提出してください。申請の際に必要な書類については、ホームページ上で公開しています「屋外広告物のてびき」をご確認ください。</p> <p>なお、表示内容を変更する場合の手続きについては、自治体によって異なりますので、詳細は所管する各自治体へご確認ください。</p>
3	法令	<p>①新設の道路開通や新興住宅地の建設などによる屋外広告物を移転する場合の手続きについて教えてください。</p> <p>②屋外広告物に対する損保保険について教えてください。</p>	<p>①八尾市においては、既存の広告物を移転する場合は工事着手前に許可を受ける必要があります。また、工事完了後には完了届出書を提出してください。</p> <p>なお、屋外広告物を移転する場合の手続きについては、自治体によって異なりますので、詳細は所管する各自治体へご確認ください。</p> <p>②保険会社や各府県の屋外広告業の組合などの業界団体において、屋外広告物の保険制度を取り扱っていますので、詳細は各業界団体等へご確認ください。</p>

※受講者の方々からいただいたご質問の文面等については、取りまとめのため、一部編集させていただきました。

※なお、ご質問以外に別途いただきましたご意見・ご感想については掲載を省略させていただきます。